

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①マレーシアへの短期出張者の渡航について

マレーシア政府による同国への短期出張者の受け入れについて、内容を要約したものを JETRO クアラルンプール事務所様より頂きましたので、添付にてお送りさせていただきます。

※本資料の無断転載・転送はお控えください

<短期出張者入国のポイント> (添付資料より一部抜粋)

- ・ マレーシアでの滞在は 14 日間以内
- ・ 出国 14 日前までに、「MyEntry」より入国許可を申請する。申請は、潜在投資家の場合、短期出張者自身、それ以外の場合は、短期出張者の保証人となるマレーシアの政府機関または登録法人が行う。
- ・ 出国 3 日前以内に受ける PCR 検査による陰性結果を証明するため、所定のフォーム（2 種類）を提出する。
- ・ マレーシア入国後、ビジネストラベラーズセンターにて再度 PCR 検査を受ける（費用は自己負担）。
- ・ 入国許可を取得してから、ビザ申請（必要があれば）、チケット及び宿泊先の手配を行うことができる。
- ・ 公共交通機関の利用禁止（配車サービス、国内線（サバ、サラワクを除く）を含む）
- ・ ビジネストラベラーズセンターのサービス（PCR 検査費用、政府派遣の連絡担当者に係る費用など）に係る費用を負担する。
- ・ 政府が派遣する連絡担当者（Liaison Officer）が、申請・承認を受けた滞在中の行程すべてに同行する。
- ・ 短期出張者の入国は週に 500 名まで。

実際の申請にあたっては、添付資料のほか、MIDA ワンストップセンター（OSC）の

ウェブサイト（<https://safetravel.mida.gov.my/>）をご確認ください。

また、ご不明な点は以下の担当者までお問い合わせください。

担当者: JETRO クアラルンプール事務所 田中麻理 Mari_Tanaka@jetro.go.jp

以上

マレーシアへの短期出張者の渡航について

参照元：<https://safetravel.mida.gov.my/>

以下に該当する外国人については、必要な手続きを取ったうえで、短期出張者（Short Term Stay）として入国できる。所管は、MIDA のワンストップセンター（OSC）。

カテゴリー	定義
潜在投資家 Potential Investors	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 意思決定をする者、マレーシアへの投資を計画している者 ▪ 以下のような訪問目的を想定。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府機関とのミーティング ✓ マレーシアのビジネスパートナーとのミーティング ✓ ビジネスに関連する会議やイベントへの参加 ✓ プロジェクト現場の訪問・視察 ✓ 契約締結、署名 ✓ その他、ビジネス関連活動への参加 <p>※潜在投資家に対する招聘状（Invitation Letter）は、MIDA 本部または海外オフィスで発行可能。潜在投資家はビジネスプランなどを MIDA に送付し、MIDA で確認後、発行するかどうか判断。</p>
ビジネス顧客 Business Customers	<ul style="list-style-type: none"> ▪ マレーシアでの商業生産前の製品の品質などの試験を行う目的での渡航。 ▪ 法律コンサルタント、税務専門家、検査機関などの第三者機関の者を想定。
技術専門家 Technical Experts	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 緊急または特別な目的での技術サービス提供をする者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 緊急の機械メンテナンス・修理 ✓ 航空機器の関連するメンテナンス ✓ 健康関連サービス ✓ 情報通信サービス ✓ 自然災害支援サービス <p>※技術専門家は、サービス提供をする顧客それぞれから招聘状（Invitation Letter）を入手し、入国許可申請時に提出。</p> <p>※技術専門家は、入国当日に、速やかにパスポートを入国管理局（プトラジャヤ）の特別カウンターに持ち込み（スポンサーが代理で行う）、短期滞在パスを PVP に切り替える手続きが必要（そのため、入国日は平日に）。</p>
既存投資家で、雇用パスを所持して	<ul style="list-style-type: none"> ▪ すでにマレーシアに進出済みの外国企業の経営者、取締役、

いない者 Existing Investors (without Employment Pass)	幹部、社員で、雇用パスを所持していない者またはマレーシアの 登録法人から給与を得ていない者
---	--

<短期出張者入国のポイント>

- マレーシアでの滞在は 14 日間以内
- 出国 14 日前までに、「MyEntry」より入国許可を申請する。申請は、潜在投資家の場合は、短期出張者自身、それ以外の場合は、短期出張者の保証人となるマレーシアの政府機関または登録法人が行う。
- 出国 3 日前以内に受ける PCR 検査による陰性結果を証明するため、所定のフォーム（2 種類）を提出する。
- マレーシア入国後、ビジネストラベラーズセンターにて再度 PCR 検査を受ける（費用は自己負担）。
- 入国許可を取得してから、ビザ申請（必要があれば）、チケット及び宿泊先の手配を行うことができる。
- 公共交通機関の利用禁止（配車サービス、国内線（サバ、サラワクを除く）を含む）
- ビジネストラベラーズセンターのサービス（PCR 検査費用、政府派遣の連絡担当者に係る費用など）に係る費用を負担する。
- 政府が派遣する連絡担当者（Liaison Officer）が、申請・承認を受けた滞在中の行程すべてに同行する。
- 短期出張者の入国は週に 500 名まで。

<申請の流れ：出国前>

① 入国許可承認レター（Entry Permission Approval Letter）の申請 <[MyEntry](#)>

- MyEntry より、以下の【必要情報・書類】を提出。
- ただし、承認が下りるまでは、フライトや宿泊先の本予約はしないこと（仮予約可能、仮予約後に予定が変わってしまった場合には、OSC[osccom@mida.gov.my]にメールで連絡し、修正後の行程表を送付）。

【必要情報・書類】

- ✓ 関連省庁／政府機関、マレーシアの登録法人からの招聘状（Invitation Letter）
※サバ州、サラワク州に入国する場合は、サバ州政府またはサラワク州政府からの許可状（Approval Letter）が必要。サバ州、サラワク州への入国には、14 日間の隔離が必要。
- ✓ 滞在中の詳細な行程表
※行程表には、フライト詳細、ミーティングの予定及び面談者の情報、自分で手配した交通手段の詳細、宿泊先などを記載。
※複数で、かつ行程がすべて同じ短期出張者グループの場合、1 グループは 5 人まで。同一グループの出張者の申請を、1 つの申請にまとめることが可能。

2021年4月7日
JETRO クアラルンプール事務所

- ※滞在中には、政府が派遣する連絡担当者（Liaison Officer）がすべての行程に同行する。
- ※連絡担当者は、マレーシア航空のキャビンアテンダント。
- ※行程表のサンプルは、[ウェブサイト](#)からダウンロード可能。行程表は、PDF にしてアップロード。

- ✓ フライトチケットの詳細
 - ※暫定で、搭乗を予定しているフライトの到着及び出発時間、便名、発着先などの情報
 - ✓ 有効なパスポート
 - ※有効期限が6か月以上、空白のページが6ページ以上あるパスポート
 - ✓ 合意書（Letter of Undertaking and Indemnity）
 - ※[所定のフォーム](#)に記入し、署名。
 - ※マレーシア到着後、ビジネストラベラーズセンターに署名済みの合意書を提示する必要がある。
 - ✓ Employee Confirmation Letter (Letter of appointment（所属企業発行）、社員証等)
 - ※社員証が日本語の場合は、英語訳を作成し、所属企業の署名を添えた書類を添付。
- ② MyEntry の承認（電子通知後）
- 3営業日以内に入国許可承認状の電子通知が発行される。⇒それからフライト、宿泊先予約。
- ③ OSC への支払い
- 電子通知後、ビジネストラベラーズセンターに、PCR や連絡担当者に係る費用を入金。MyEntry から支払い。
 - マレーシア到着後、ビジネストラベラーズセンターに支払いの領収書を提出。
 - 入国許可承認状は、ビジネストラベラーズセンターへの入金完了後にダウンロード可能。
- ※費用は現時点では公表しないが、必要項目ごとに定額で設定。出張者の人数や渡航日数を基に計算して総額が通知される。
- ④ フライトチケット、宿泊先、交通手段（必要な場合）の予約
- ⑤ シングルエントリービザの取得
- ※日本人の場合は不要。
- ⑥ PCR 検査による陰性証明書の取得
- 出発前3日以内にPCR検査を受け、陰性証明書を取得する
 - 陰性結果を基に、以下の2種類の所定のフォームを準備する。
 - これらフォームは、マレーシア入国後、ビジネストラベラーズセンターに提出する。
- 【健康宣誓に係る必要書類】
- ✓ [保健省の健康宣誓フォーム（Health Declaration Form）](#)
 - ✓ コンピューターで作成された検査結果（英語）
 - ✓ [出発前渡航覚書（Pre-departure travel memo）](#)
 - ※英語の検査結果は必須。
 - ※出発前渡航覚書は任意、ダウンロード可能なテンプレートを参考に作成。

※承認状をはじめとするすべての必要書類は、A4 サイズの紙にプリントアウトすること。なお、言語はすべて英

語で記載すること。

※短期出張者は、必ず「MySejahtera」をダウンロードすること。

※入国許可申請以降、滞在に係るすべてのコストは、短期出張者が負担すること。

<マレーシア到着後：空港>

⑦ クアラルンプール国際空港（KLIA）に到着

- 飛行機を降りた後、到着ゲートにて当直担当者（Duty Officer）と合流。同担当者が、ビジネストラベラーズセンターまで案内。

⑧ ヘルススクリーニング（症状の有無の確認）

- 症状があった場合、待機室に隔離後、マラヤ大学メディカルセンターで治療。KLIA で保健省担当者により案内される。治療に係る費用は、出張者負担。
- 症状がない場合、ビジネストラベラーズセンターで PCR 検査に進む。

⑨ ビジネストラベラーズセンター（ゲート C36 に設置）

- ビジネストラベラーズセンターにて、チェックリストに記載の提出書類すべてを提出。
- PCR 検査を受ける。結果が出るまで約 3 時間、出張者はセンター内のラウンジで待機する。
- PCR 検査の結果が「陽性」であった場合、マラヤ大学メディカルセンターで治療（上記⑦と同じ）。

⑩ 入国審査

- PCR 検査で「陰性」結果が出た後は、特別入国審査カウンターにて入国審査を受け、手荷物の受け取りへ進む。

⑪ 連絡担当者（Liaison Officer）と合流

- 到着ホールにて、政府から派遣された連絡担当者（Liaison Officer）と合流する。ビジネストラベラーズセンターに案内した当直担当者（Duty Officer）が引き合わせる。
- 連絡担当者は、滞在中のすべての行程に同行する。ただし、会議やミーティングなどには同席しない。会議室など連絡担当者が待機できる場所の確保をすること。
- 空港からの移動以降、事前に提出した行程表に厳密に沿って、スケジュールを履行すること。
- 空港からの移動以降はすべて、スポンサー（受け入れ担当）のマレーシア政府機関または登録法人が手配した交通手段を利用する（公共交通機関や配車サービス等は利用不可）。
- スポンサーが用意した交通手段（車両）には、連絡担当者が同乗できるよう、席を 1 つ分確保すること。車両以外の交通手段（フライト）や宿泊先の手配が発生する場合は、連絡担当者用の予約は不要。

<マレーシア到着後：滞在中>

⑫ マレーシア滞在（14 日以内）

- 滞在中の行程変更：何らかの理由で、事前に提出した行程表に変更が生じる場合は、事前に連絡担当者に報告し、OSC の承認を得ること。なお、マレーシア出発日（帰国日）は変更不可。
- 費用：出張者の宿泊先、交通手段、連絡担当者に係る費用はすべて、出張者またはスポンサー

2021年4月7日
JETRO クアラルンプール事務所

(受け入れ担当)のマレーシア政府機関または登録法人が負担する。

- 感染予防：出張者は滞在中、必ずマレーシアの感染予防策に沿って行動すること。具体的には、「MySejahtera」のダウンロード、検温、手指の消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等。
- 症状が出た場合：滞在中、出張者が何らかの症状が出た場合、最寄りのクリニック等で速やかに感染検査を受けること。結果が「陽性」の場合、マラヤ大学メディカルセンターで治療。治療に係る費用は、出張者負担。

<マレーシア出国前>

⑬ PCR 検査

- 出国 3 日前以内：[認定された病院またはクリニック](#)で PCR 検査を受ける。マレーシア滞在が 3 日未満の場合は不要。PCR 検査には連絡担当者が同行し、結果をビジネストラベラーズセンターに通知する。
※スポンサーに、宿泊先近くの病院またはクリニックの予約を取っておいてもらうのがベター。PCR 検査の予定も、申請時の日程表に入れておくこと。場所については、TBD でも構わないとのこと。
- PCR 検査で陰性結果が出た者のみ、飛行機に搭乗可能。
- PCR 検査で「陽性」だった場合、マラヤ大学メディカルセンターで治療。治療に係る費用は、出張者負担。また、出張者が入院した場合、スポンサー（受け入れ担当）のマレーシア政府機関または登録法人は、入国管理局において特別パス（Special Pass）を取得する責任がある。※滞在が 30 日、60 日、90 日を超える場合。

⑭ 帰国の便に搭乗、出発。

※備考※

- 感染者が累計 15 万人以上の国からの渡航について、FAQ にて明確に入国可と記載。
- Duty Officer とは：
 - ◇ A person that is appointed by the Government to accompany business travellers immediately at the arrival gate to Business Travellers Centre and throughout the health screening process until the Arrival Hall
 - ◇ Duty Officers will handover the business travellers to the Liaison Officer at the Arrival Hall.
- Liaison Officer とは：
 - ◇ A person that is appointed by the Government to greet the business travellers at the Arrival Hall
 - ◇ A person that will accompany the business travellers from the Arrival Hall to the hotel and throughout the approved itinerary by OSC Committee.

【ビジネストラベラーズセンターで提出する書類などのチェックリスト】

1. マレーシア政府機関または登録法人からの招聘状 (Invitation Letter)
2. サバまたはサラワク州政府からの入境承認レター (サバ州またはサラワク州に行く場合のみ)
3. MyEntry で承認を受けた詳細な行程表 (到着予定日時が明記されたもの)
4. 予約確定済みのフライトチケット (到着予定日時が明記されたもの)
5. 有効期限が 6 カ月以上あるパスポート
6. 入国管理局が発行した入国許可承認レター (Entry Permission Approval Letter) ※MyEntry でダウンロード。
7. 在外マレーシア大使館等が発行したビザ (必要な場合のみ)
8. 保健省の健康宣誓フォーム (Health Declaration Form)
9. コンピューターで作成された検査結果及び出発前渡航覚書 (Pre-departure travel memo)
※出発前渡航覚書は、ダウンロード可能なテンプレートを参考に作成。
10. 合意書 (Letter of Undertaking and Indemnity) ※所定のフォームに記入し、署名。
11. ビジネストラベラーズセンター費用 (PCR 検査や連絡担当者費用込み) の支払い済みレシート
12. すべての必要書類は、A4 サイズで印刷し、英語で用意。
13. 「MySejahtera」のダウンロード
14. 短期出張者が、滞在等にかかるすべての費用の負担する

【ジェットロが提供する情報のご利用について】

ジェットロが提供する情報および助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。お客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロは責任を負いません。
